

北九州市地域公共交通会議運賃協議部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等を協議するため必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第1条 要綱第2条各号に掲げる事項のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める運賃等に関する協議及び調整を行うため、北九州市地域公共交通会議運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める事項
- (2) 前各号に掲げるもののほか、部会長が必要と認めるもの

(組織)

第4条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

2 部会長は、交通会議会長を充てる。

3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括する。

4 部会委員は、次に掲げる者のうちから部会長が指名する。

- (1) 北九州市
- (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 協議運賃を定めようとするおでかけ交通運営委員会の会員又は関係する地区の自治会長
- (4) 九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者

(会議)

第5条 部会の会議は、要綱第5条の規定を準用する。この場合において、「交通会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要領は、令和6年1月30日から施行する。